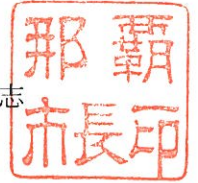


委託業者選定プロポーザルに係る手続開始について

那覇市長 翁長 雄志



下記のとおり技術提案書の提出を招請します。

記

1 業務概要

- (1) 業務名称：那覇市伝統工芸館販売場展示設計製作業務
- (2) 業務内容：那覇市伝統工芸館販売場をリニューアルするための、展示設計及び製作、設置。
- (3) 那覇市伝統工芸館販売場概要
 - ①場所：那覇市牧志3丁目2番10号 てんぶす那覇2階
 - ②面積：276.13㎡（伝統工芸館総面積 1772.47㎡）
 - ③主要構造及び階数：鉄筋コンクリート造、地上5階・地下1階建ての2階1区画
 - ④施設用途：商業施設
- (4) 履行期間：契約締結の翌日から平成26年3月10日まで
- (5) 契約限度額：31,911,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

2 参加資格

- (1) 参加者に共通して求める要件（共同企業体にあつては、全ての構成員が該当すること）
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ② 那覇市における平成25・26年度「委託業務競争入札参加者名簿」に登録されていること。
 - ③ 那覇市から指名停止を受けている期間中でないこと。
 - ④ 建築士法（昭和25年法律202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。なお、共同企業体にあつては、その代表者は一級建築士事務所登録を行っていること。
 - ⑤ 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手続き等を行っていないこと。
 - ⑥ 法人税、所得税、地方税、消費税又は地方消費税の滞納がないこと。
 - ⑦ 暴力団（那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号の暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（暴排条例第2条第2号の暴力団員をいう。）又は暴力団関係者に該当しない者であること。
- ⑧ 那覇市内に活動拠点（本店、支店、営業所等）があること。なお、共同企業体においては、那覇市内に活動拠点を持つ構成員を含むこと。

(2) 参加希望者は以下の①②の項目に該当する業務の実績を有する事（以下、「業務実績」という）。

① 平成15年4月1日以降に契約履行が完了した業務。

② 販売面積100㎡以上の工芸館・アンテナショップ・物産館等の販売場・展示設計製作を一貫して元請（JVの場合は代表者として元請）で受注した業務。

(3) 配置予定技術者の要件は下記による。

① 統括責任者として一級建築士が配置できること。

3 選定方法

本業務に係る設計者の選定については、二段階審査によるプロポーザル方式による。

1次審査は、参加者から提出された参加表明書により審査を行い、技術提案書の提出を求める者を5者程度選定する。2次審査は、1次審査により選定された者に対し技術提案書の提出を求め、技術提案書をもとに審査を行い、優先交渉権者1者及び次点者1者をそれぞれ特定する。

(1) 技術提案書の提出者を選定するための基準（1次審査）

- ・配置予定技術者の資格及び技術力。
- ・参加者の業務への取り組み。

(2) 技術提案書を特定するための基準（2次審査）

- ・技術提案書をもとにヒアリングを行い評価する。

(3) 本プロポーザルの審査は、「那覇市伝統工芸館販売場展示設計製作業務委託業者選定プロポーザル審査委員会」が行う。

4 手続等

(1) 参加説明書の配付期間及び方法

平成25年9月12日（木）より、那覇市役所のホームページよりダウンロード、又は事務局で配付する。

(2) 参加表明書の提出期限及び方法

平成25年9月25日（水）17時00分までに、事務局へ持参又は郵送。

(3) 技術提案書の提出期限及び方法

平成25年10月18日（金）17時00分までに、事務局へ持参又は郵送。

(4) 事務局 那覇市経済観光部商工農水課

所在地：〒900-8585 那覇市泉崎1-1-1 那覇市役所本庁舎6階

電話：098-951-3212 FAX：098-951-3213

E-mail：50792waka@city.naha.lg.jp

5 業務委託契約

那覇市は、優先交渉権者と業務委託の契約締結交渉を行う。ただし、優先交渉権者が募集要項で規定する要件に該当しないと認められた場合又は契約締結交渉が不調となった場合、那覇市は、次点者と契約交渉を行うことができる。

また、チームの取り組み体制が著しく変わった場合は、業務委託の契約候補者としての資格を取り消すことがある。

さらに、契約締結後においても、募集要項で規定する要件に該当しないと認められた場合、チームの取り組み体制が著しく変わった場合、又は提出された参加表明書若しくは技術提案書の提案内容の主旨を著しく逸脱して業務を行った場合は、その契約を解除することがある。

6 失格条項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1)参加表明書及び技術提案書の提出方法、提出先、提出期限が適合しないもの。
- (2)参加表明書及び技術提案書の記載すべき事項に不備があるもの。
- (3)違法行為等の内容が記載されているもの。

7 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (2) プロポーザル参加に係る費用は参加者の負担とし、報酬（報償費）等は支払わない。
- (3) 参加者が提出できる参加表明書及び技術提案書は、それぞれ1点のみとする。
- (4) 契約保証金：免除
- (5) 契約書作成の要否：要
- (6) 詳細は、業務説明書による。